

「ひがしくるめ社協だより」・Web サイトバナー及び
「いきいき ち・い・き」広告掲載に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する「ひがしくるめ社協だより」（以下「機関紙」という。）、ホームページ（以下「Web サイト」という。）及び本会会員情報誌「いきいき ち・い・き」（以下「情報誌」という。）への有料広告の取り扱いについて必要な事項を定める。

(広告の規格及び掲載位置等)

第2条 機関紙、Web サイト及び情報誌に掲載できる広告の位置と枠数は、下記のとおりとする。なお、Web サイトに掲載する広告は機関紙に広告掲載している者によるバナー広告（広告主の指定するホームページ等にリンクするもの。）とする。

(1) 機関紙

- ア 規格 1 枠あたり縦7. 2センチメートル 横9. 5センチメートル
- イ 掲載位置 2面、3面、4面の下段

(2) Web サイト

- ア 規格 1 枠あたり縦50ピクセル 横180ピクセル
- イ 形式 GIF (アニメーション可) 形式
- ウ データ容量 50キロバイト 以下
- エ 掲載位置 トップページ上段右

(3) 情報誌

- ア 規格 1 枠あたり縦6. 5センチメートル 横9. 0センチメートル
- イ 掲載位置 巻末
- ウ 掲載枠数 8 枠

(バナー広告のリンク先ホームページ)

第3条 Web サイトバナー広告リンク先 Web サイト等が、次の各号のいずれかに該当するときは、Web サイトに当該広告を掲載しない。

- (1) 要綱第3条の広告掲載の基準に適合しないもの
- (2) 本会 Web サイトと類似するデザインを用いるなど、閲覧者が本会 Web サイトの一部であるかのように混同するおそれがあるもの
- (3) 他の Web サイトを集合し、情報提供することを主たる目的とする Web サイトで、この要綱その他関係機関が定める広告に関する規定に反する内容を取り扱う Web サイトを閲覧者にあっせん又は紹介しているもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会 Web サイトからリンクすることが不適切な Web サイトであると会長が認めるもの

(掲載期間及び掲載料金)

第4条 機関紙及び Web サイト広告の掲載期間及び掲載料金は、別表のとおりとする。

- 2 別表第6号広告の掲載単位1か月は、掲載開始日から掲載開始日の属する月の末日までの期間をさす。
- 3 情報誌の掲載料金は、1 枠あたり 20,000 円 (税込) とする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者(以下「広告主」という。)は、広告掲載申込書により申し込み、広告主が作成した広告案は本会より指定した期日までに本会会長に提出しなければならない。

(広告案の審査)

第9条 本会会長は、広告案が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができるものとする。

(掲載料金の支払い方法)

第10条 掲載料金は、機関紙広告料及びWebサイト広告料を合わせて支払うこと。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は本会会長が別に定める。

(経過措置)

第13条 この基準施行前において、すでに広告掲載しているものは、この基準に基づいて行われたものとみなす。

付 則

この基準は、平成22年4月1日より施行する。

別表

規格区分	掲載期間	機関紙及びWebサイト掲載料金(税込)
第1号広告	4月1日～6月30日	機関紙：18,000円(2、3面)、20,000円(4面) Webサイト：3,000円
第2号広告	7月1日～9月30日	機関紙：18,000円(2、3面)、20,000円(4面) Webサイト：3,000円
第3号広告	10月1日～12月31日	機関紙：18,000円(2、3面)、20,000円(4面) Webサイト：3,000円
第4号広告	1月7日～3月31日	機関紙：18,000円(2、3面)、20,000円(4面) Webサイト：3,000円
第5号広告	12月1日～12月31日	機関紙：20,000円(2面)
第6号広告	第1号から4号掲載期間の途中から同時期の終了まで	Webサイト：1,500円(1か月あたり)